

企業・福祉関連団体の研修ご担当者様

日本国憲法には、第1条から8条まで天皇のこと、次に第9条に戦争放棄、そして第10条に国民は法で守られること、第11条から基本的人権と続きます。

これは人権こそが生きていく上で大切あるからです。

「平等権」は、性別や年齢、職業、生まれた場所などに関係なく、全ての人が等しい扱いを受ける権利です。

「自由権」は、自由に生きることが保障される権利です。自由にものを考え、出版や発表をしたり、好きな場所へ旅行ができるのもこの権利があるからです。

「社会権」は、人間らしい豊かな生活が保障される権利です。病気などで生活に困った人が支援を受けたり、無償で義務教育を受けたりできるのもこの権利によるものです。

「参政権」は、政治に参加する権利です。

日本国憲法では自由や権利の濫用を認めず、これらの権利を「公共の福祉」のために利用する責任があると定めています。他人の人権を侵害したり、社会の不利益になるようなことをした場合、法律によって処罰されます。

昨今、企業活動を取り巻く環境はますます多様化し、社員一人ひとりの人権意識と対応力が、組織全体の信頼性を左右する重要な要素となっております。

ハラスメントの防止、多様性の尊重、公平な対応といった課題は、企業の社会的責任（CSR）やESG（環境、社会、ガバナンス）の観点からも無視できない課題です。



また、社内でのトラブルや炎上リスクを未然に防ぐためにも、基本的な人権知識の習得は、すべての社員にとって必要不可欠なスキルと言えるでしょう。

本研修では以下の視点から、実務に即した人権の基本を学びます

1. ハラスメント・差別への初期対応とリスク回避
2. 組織として信頼を築く人権意識の定着
3. 日常業務における「気づき」と「予防」

このように人権に関する正しい知識は、「守る」ためだけでなく、「備

える」力にもなります。(抑止力)

社員を守るために、組織の信頼を守るために。

そして何より、一人ひとりが安心して働ける職場づくりのために――

本研修を通じて、社員一人ひとりの行動力・判断力を高め、組織としての安心と信頼を築く機会としていただければ幸いです。

職場のハラスメントとその対応 開催しませんか

人権侵害を受けた場合、適切な対応を取れずに深刻な影響を受けることが少なくありません。

特に、職場におけるハラスメントが原因で、心身に大きな負担を抱え、最終的には職場を去らざるを得なくなるケースも見られます。中には、引きこもって社会とのつながりを断ち、最終的には人生を閉じてしまう方もいます。

私自身も、予期しない事態に直面し、その後初めて問題の深刻さに気づき、事前の対策を怠っていたことを後悔した経験があります。

こうした事態には、必ず前兆があるはずです。

ハラスメントを未然に防ぐためには、事前の教育やトレーニングが極めて重要です。これにより、社員の心の免疫力が高まり、兆候を早期に察知することで有効な抑止力となります。

ハラスメントの問題は、業務や成果の追求に比べて後回しにされがちですが、職場環境の健全性を保つ上で非常に重要な課題です。

全社員が安心して働ける職場づくりに向け、ハラスメント防止に関する取り組みを是非ご検討いただければ幸いです。

● 開催についてのお願い ●

全社員ではなく、部・課・希望グループなど少人数でも構いません。

そして、管理職の皆様もお待ちしています。

触れる機会こそ大切です。

★会場・スクリーン・プロジェクター・ポインターの準備と参加者数の資料の印刷 をお願いしています。

ご用意できない分があればご相談下さい。

★開催会場が島原市と南島原市以外の場合はご相談下さい。

★行政のテーマ例（ご希望に応じます）

1. 人の一生と行政とのかかわり・各種行政手続き
2. 具体的な行政相談内容と身近で改善された事例
3. ネット社会の現状（ネットトラブル・通販・携帯）

★人権のテーマの例（ご希望に応じます。）

下記の人権項目の組み合わせでも可能です。

- ① 基本的人権と人権感覚と意識の向上
- ② 職場のハラスメント対応と社会人としての人権意識
- ③ 企業と人権
- ④ DVと人権
- ⑤ デートDV（中学生・高校生対象）と人権
- ⑥ 多様な性（LGBTQX+）と人権
- ⑦ 虐待（高齢者・障がい者）と人権
- ⑧ 同和問題と人権
- ⑨ ハンセン病と人権
- ⑩ ネット社会と人権
- ⑪ いじめ問題と人権
- ⑫ 各種のハラスメントと人権

★ 私たちの未来のために ～ 人権を考える～

★ 人権って何だろう ～ 私たちにできること ～

★ ○○○市における人権尊重のまっづくり